



審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

(1) 入札・契約手続の運用状況について

①総合評価落札方式の対象案件について

②和泉市低入札価格調査実施に伴う失格基準価格について

資料に基づき事務局から説明。

委員～特別簡易型は、技術提案に基づく施工計画書は不要ということか。

事務局～そのとおり。市の設計図書に基づいて、契約業者が施工計画を作成し、施工するものである。

委員～技術評価としては、和泉市との契約実績が重要視されるということか。

事務局～そのとおり。施工実績及び地域貢献が重要視されるものである。

委員～解体工事は要綱改正の内容とは関係なく、今までどおりということか。

事務局～解体工事に関しては、新たに構造物を築造する工事ではなく、既存の建物を解体・処分する工事であり、発注の規模にかかわらず市内業者での履行が可能であり、対象業者も多数存在し、入札に際しての競争性も十分確保されているため運用上で、一般競争入札の対象から外していたが、今般、要綱に明文化したものの。

委員～解体といっても、安全性の確保や産業廃棄物の処分等についての問題があるが、その点の対応はしたうえでのことか。

事務局～建設業法やその他関係法令を遵守することを特記仕様書等で示しており、また、排出した建築廃材については、マニフェスト等により処分の確認をしている。

委員長～総合評価方式のメリットの中で「地域の建設業者の役割を適切に評価することが可能」とあるが、具体的にどういうことか。

事務局～地域中小企業者の受注機会の増大が求められる中、国の総合評価実施マニュアルや本市要綱においても地域貢献度を評価項目に設定する旨、定められている。これによって、地域の建設業者の役割を適切に評価できると考えているもの。

委員長～それは、評価方法の加算点で出てくるのか。

事務局～そのとおり。技術提案の評価項目に基づく加算点は10点満点で、地域的な部分は4.5点を占めている。

委員長～技術評価だけとなると、市内業者が不利になるか。

事務局～一概に言えないが、例えば、経営事項審査の総合評定値においては、市外業者の参加要件で1000点以上としているが、市内で1000点以上の業者は少ない。

委員長～評価は工事案件ごとに行うのか。

事務局～発注案件ごとに評価項目を設定する際は、学識経験者に意見聴取すべきとされており、発注案件ごとに、国と府の技術専門官に意見聴取したうえで設定している。

委員長～評価項目を設定したら、各業者に知らせるのか。

事務局～入札公告の際に実施要領の中で、評価項目と配点について、事前に示している。

委員～低入札価格調査制度について、最低制限価格と失格基準価格は同義か。

事務局～低入札価格調査制度においては、最低制限価格という表現はしない。その代わりに、低入札調査基準価格と失格基準価格が存在する。低入札調査基準価格は、

国等のモデルに準じ、通常の最低制限価格と同じ方法で算出している。失格基準価格はそれよりも低い価格で設定し、その額を下回れば失格となるものであり、その額の算出方法も国等のモデルのうちの、設計金額の10分の7を根拠としている。

## (2) 入札方法別抽出工事案件審議

平成30年4月1日から平成30年7月31日まで(72件)の抽出案件(10件)について説明

### ・制限付一般競争入札案件

①(仮称)中央消防署新築工事

②(仮称)中央消防署新築電気設備工事

委員長～2つの案件を見比べると、入札金額が、新築工事は失格基準価格を大きく上回っているが、電気設備工事は失格基準価格での応札となっている。どんな傾向があるか考えるか。失格基準価格での応札の方が、今までと同じような感じがするが。

事務局～①新築工事の方は低入札調査基準価格を下回っていないので、調査は行なっておらず、業者の積算によるものである。②電気設備工事に関しては、低入札調査基準価格を下回ったことからの応札であったことから、低入札価格調査を実施して内容を確認した。設計の大半が機器の購入・取得であり、受注者が材料メーカーに一元的に依頼することによって、価格が下げられることを確認している。実際に見積額を確認すると、市の積算よりもかなり安価なものがあることが分かったため、応札額での履行が可能と判断したことから落札業者とした。

委員長～総合評価は談合が行なわれにくい、話合いが無いということはどのように考えればよいか。例えば新築工事で、共同建設(株)と(株)深阪工務店は近い応札額になっている。予定価格等の価格や技術評価の項目や配点は事前公表しているが、低入札価格を下回っていないが、談合のおそれが無いというのはどういうところから考えるのか。

事務局～総合評価方式は、価格と品質により業者選定を行うものである。価格のみで選定することなく、品質も含めて選定することから、適切な選定方法であると考えている。

委員長～それは分かるが、評価項目等は事前に公表しているのではないのか。

事務局～評価項目等は公表しているが、まず参加業者はお互いにどこが参加しているか、何者参加しているか等を事前には知り得ないことから、不正行為を行うことは、極めて困難である。

### ・公募型指名競争入札案件

①市立北松尾小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事

②松尾寺公園災害復旧工事

③和泉唐国台内田線道路舗装工事(箕形町工区)

委員長～②については、最低価格でもない額で同額となっているが、どのように考えているのか。

事務局～事前に公表している価格以外で同額での応札となっており、珍しいケースではあるが、積算ソフトや積算方法が同じである可能性も想定されるものである。あくまでも業者積算の応札の結果、同額であったと判断している。

委員長～入札参加業者はすべて造園組合加入業者か。

事務局～そのとおり。それぞれの業者積算の結果であると考え。

委員長～以前投書で指摘のあった、93%前後の落札率に近いのでどうかと思ったが、  
抽選になっているし、事前の談合は考えにくいということか。

事務局～そのとおり。

・指名競争入札案件

①市立いぶき野小学校他1校留守家庭児童会仮設教室設置工事設計業務

②北田中仏並線横断防止柵設置工事

③和泉市立小学校外1園空調設備整備工事設計業務

④市立光明池緑地運動場テニスコート改修工事

委員長～①③設計業務は予定価格での応札が多いが、最低では受けにくいのか。

事務局～設計業務については、積算が厳しいという声は以前から業者から聞いているが、  
基準に基づいて積算されている。事務局としては入札不調が一番問題となるの  
で、不調リスクを回避できるよう相当数の業者を指名している。応札額は業者  
独自の積算によるもので、結果的に予定価格での応札となったものである。

委員～③外1園とはどこを指すのか。

事務局～南松尾はつが野学園である。

・随意契約案件

①肥子2-0号線修正設計業務委託

質疑無し

その他

(1) 指名停止と再苦情処理の状況について

- ・指名停止業者 8者
- ・苦情処理案件 該当無し

(2) 報告

○住民訴訟について、現在までの動きについて報告。

- ・委任契約（5月10日）
- ・第1回口頭弁論（6月5日）
- ・第2回口頭弁論（7月12日）
- ・第3回口頭弁論（9月7日）
- ・第4回口頭弁論（10月11日）事業者側の代理人として弁護士出席、補助参加の申し出が前日（10月10日）に有り。
- ・第5回口頭弁論（12月6日予定）

委員長～事務局職員が裁判所まで出向いているのか。

事務局～傍聴に参加している。裁判には委任契約している弁護士と、補助参加の申請が  
あった事業者の代理人である弁護士が、次回から参加することになっている。

委員～原告と投書者は同一人物か。投書者は誰かわかったのか。

事務局～投書は匿名なので分からない。

委員長～今後は補助参加業者が中心となるのか。

事務局～委任弁護士の話では、今後は補助参加代理人とで調整していくとのことであつ

た。

(3) その他

・会議録について

事務局～会議録の様式について、これまでは「会議概要」として作成・公表しているが、会議概要ではなく会議録として公表すべきではないかとの指摘を受けた。今後は、会議録として様式を変更して公表したい。

委員長～様式が変わるといふことか。

事務局～本市規則の中で様式が定められているので、その様式に改める。監視委員会は規則制定前に設置されたことから独自の様式を利用してきたが、今回の指摘を踏まえて統一樣式に変更するもの。

以上